

常事態」という表現が用いてありまするが、この非常事態に対する判定は、どういふ機関がなし、またどういふ手順を経てこの宣言がなされるものであるかという点について、これは警察法にもうたわれておりますが、この機会に明確に承つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 六十一條の非常事態の認定は、内閣総理大臣の権限に属してあるのをごいいまするが、おそらくかくのごとき重大なる事態については、総理大臣は閣議に諮るとか、そうした措置を講じた上で認定をし、出動を命ずるということにならうと存じます。なおこれに対しては、宣言というやうなことは、法律上必ずしも必要ない要件とはなつておりません。

○岡(良)委員 警察法には、国家公安委員会が非常事態であるということについての宣言と申しましたようか、全国あるいはその一部について、非常事態であるということの認定を内閣総理大臣が広く衆知せしめるための勧告をするというところがうたわれておりますが、この六十一條による非常事態ということも、内閣総理大臣の一方的な判断あるいは当該内閣の閣議等によつてされるものではなくして、やはりこのような手順はふまれるのでありましようか。

○大橋國務大臣 現実の場合において、ふむことが望ましいことは存じますが、ふむことを法律上の要件とはいたしておりません。

○岡(良)委員 そうしますと、この行政協定によつて協議するということがあとになつて、まず緊急事態に対して共同措置をとる、そこで共同措置をとる場合には、保安隊は命令出動を命ずる。ところがそれは非常事態である。ところでその非常事態については、国家公安委員会の勧告を待たずして、その内閣が一方的な判断によつてこれを認定し、命令出動させることができる、こういうふうな解釈していいのをごいいますか。

○大橋國務大臣 六十一條の非常事態と警察法の非常事態宣言というものは、大体事態が類似の事態であるとは存じますが、必ずしも法律的にこれこれ関連あるものとは考えておりません。

○岡(良)委員 私は法律の専門家ではありませんから、これは大橋さんの方がよほどエキスパートでいらつしやるわけでありますが、私どもの考え方では、昔の明治憲法における戒嚴令にも近いやうな、相当重大な事態ではないかと思うのであります。こういう重大な非常事態というものが法律に正規に明文化されたにもかかわらず、その概念において、解釈において二つ三つあるというところは、これは非常に重大な問題と存じますが、その点について大橋國務大臣の重ねての御見解を承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 すべての法律の條文といふものは、その條文の目的から見まして、ふまわしい字句を使用いたしておるわけにございいます。六十一條において、非常事態に際して、特に必要があると思われる場合には、出動を命ずる、こういうことを書いてあるのをごいいますか、これは非常事態の宣言があるうとなかろうと、とにかくだれが見ても非常事態と認められるやうな事態に際して、一般警察力で処置できない事態が起つて、そのために保安隊を出動させる必要ありと認める場合に、出動を命ずる。こういう意味で書いてあるのをごいいます。一方警察法におきましては、非常事態の宣言をいたすということになつておりますが、その目的は、内閣総理大臣が、国家地方警察並びに自治警察を一元的に統制して、直接の指揮下に置くやうな必要がありと認められるやうな治安上の状態、そういう状態の場合に、非常事態の宣言をする。そしてその場合における手続を法定いたしましたものでございまして、六十一條はこれですしつかえないと心得ております。

○岡(良)委員 その御意見では、どうも私も納得ができません。それは、それはさておきまして、そこで先ほど来のお答にによりまして、この行政協定に盛り込まれておる共同措置には、日本の保安隊も行動部隊として参画する可能性があるということ、そこでその場合、共同措置ということ、その後において協議をするという取扱ひになつておりますが、共同措置をとつた場合における指揮権あるいは編成権、こういったやうな、多少軍事的性格を帯びた諸機能といふものは、やはり保安隊の命令系統といふものを堅持されてやるのであるか。しかしそうなりますと、そのうした相当重大な脅威が迫つておるときにおいて指揮命令の系統が二本化するといふことは、これは臨機に機動的な活動をする上においてきわめて不便なことは常識上当然だと思ひますが、行政協定第二十四條における共同措置によつて保安隊が実力部隊として参画するといふ場合において、一体その指揮権あるいは命令権、編成権等は保安隊に所屬するものであるかどうか。少くともわれわれの危惧するところは、何と申しまして、実力の段階においては大きな開きを持つておるし、しかも事態が急迫しておるといふことになつて、命令、指揮系統が一本化を要請されることが当然であるとするならば、保安隊の行動といふものの指揮、命令系統が日本側にはつきり確保されないのではないかという懸念があるのでありまして、この点について、國務大臣としての責任ある御見解を承つておきたいのであります。

○大橋國務大臣 保安隊または警備隊に対する指揮命令といふものは、保安法によつて、法律によつて定められておるわけにございまして、これは内閣総理大臣の指揮下にあるわけにございいます。行政協定において防衛上の共同措置を協議する、こういうやうに書いてありまするが、すでに行政協定の基本となつておる安全保障條約を御審議いただいた際においても、政府といたしましては明らかにいたしましたこと、これらの平和條約なり、あるいは安全保障條約を執行するためには必要な法律上の手続、あるいは予算上の手続、そういう事務がございました場合には、あらためて予算案または法律案の形において、国会の御審議を願ふなければ、實質上安全保障條約あるいは平和條約、そういうことにはかなる規定があつても、それは実行する考えがない、こういうことを申し上げるわけにございいます。すなわち保安隊、警備隊の指揮命令といふことは、保安法によつて、この法律事項でございいますので、これに反するやうな行政協定がかりに将来行われたとい

しましても、それはそのままで国内法として通用させる考えはないのをごいまして、その場合に、もし必要がありといたしますならば、保安法の改正といふ法的措置をとらなければ、指揮権を変更するといふやうな措置はあり得ない、こういう方針をとつておるわけにございいます。のみならず、ただいまのところといたしましては、かような場合においても、保安隊または警備隊の指揮権について、何らかの変更をする必要があるやうなことは、今毛頭考えておりませんやうな次第でございまして、いかなる意味におきまして、行政協定それ自体によつて、保安隊、警備隊に対する国内法上規定せられた指揮命令の系統といふものが変更されることは、断じてあり得ないものと考えております。

○岡(良)委員 私が執拗にただしておる本心も、実はこの行政協定第二十四條では、日米兩國政府が相談する前に、まず共同措置をとるということがうたつてありますので、共同措置といえは、当然これは実力的な参画、單なる輸送事務なり、補給業務以外の参画が予想されるのであつて見れば、やはりその場合に、そうした協同の歩調をもつて一応対抗的な行動に出る場合でも、指揮、命令系統といふものが、その事態になつた場合には、これは国会の審議を得て、そしてそれに対応すべき国内法を整備する余裕があり得るかどうかといふ問題があるので、お尋ねしておつたのであります。その点はさておきまして、それでは、そういう共同措置をとり得る範圍といたしまして、行政協定の第二十四條において、「日本区域」といふことがうたつてあ

て、保安隊あるいは警備隊というものの活動が、かりにそういう協議において相談されましたも、それはこの保安庁法の規定した範囲のこと以外には

たりも新聞を読んでおりますと、朝鮮半島の動乱もなかく容易ならざる事態に来るきざしが見えておるようです。

○岡(良)委員 いずれにいたしまして
も、保安官なり警備官の諸君は、相当
な犠牲を払つて勤務をしていただかね

ますと、特別な勤務に従事した場合には、やはり特別の給与を支給するといふことになつておるのでございます。

は、保安隊の精神といひましようか、根本的な觀念と申しましようか、そういう点について、松澤君どの間にい

るいろの応酬があつたようでありまうが、そこで最近いただきました総監の訓示を拝見いたしました。その方の訓示を拝見いたしますと、警察予備隊の根本精神は、愛国心と民族心である、こういうことが繰返し強調されておるのであります。この間大橋國務大臣の御答弁によれば、日本の民主主義を守るといふことが警察予備隊、ひいては保安隊の根本精神である、こういうふうな御答弁であつたように記憶しておりますが、この点について、重ねてこの保安隊の根本的な心構えと申しましようか、保安隊に属する諸君の具体的な心の置きどころはどういうところにあるのかという点について、お聞きしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 保安隊の使命についてこの根本的な認識をいたしまして、保安隊というものが日本の民主主義、また民主主義を内容としたものであります。憲法をあくまでも護持するといふうした心がけでやつて行くべきものである。そしてその任務の遂行にあたりましては、職務の性質上、特に犠牲行使を要請されることが一段と大である、こう考えますので、特に愛国心といふものを振起する必要があると思ひます。

○岡(真)委員 この際、あまり文学的な論争をするつもりはちつともないのでありまうが、総監の訓示を見ると、愛国心とは何だ、愛民族心とは何だといふことがあとで書いてある。それを讀んでみると、結局民族なり国家といふものが、言葉や血縁や土地や歴史を共同にする共同体だ。これを自己の大きな犠牲の勇氣と責任によつて、あくまでも子孫に伝えねばならないといふ

考え方が書いてあります。それはだれしも言うことで、その通りであります。しかし、簡単にそういう形だけでこの愛国心を鼓舞するといふことになれば、これは明治憲法における愛国心の鼓舞といふものと、大体同じような形になつて来る。ただし、愛国心といつても、国のあり方によつて、その国をどの方向に愛して行くかといふ愛し方にはいろいろあるわけでありまうが、総監の訓示のような、きわめて文学的な、抽象的な愛国心といふことで、これは保安隊といふものに、ほんとうに性根が入つて仕事に従事してゐるものかどうかが疑問を持つてゐるわけである。そういう点で、たとえば昔は、私も星一つで軍隊生活を二年以上やつたことがありますが、何か軍人に賜つたる勸諭とかいふ／＼なものがある。日夜復誦され、服膺もされておつたのでありますが、やはりそういうような心のよりどころといふものがなければならぬ。昔は一君万民で、具体的な人間にちやんとすべての方向が集中されておつたが、今それがなくなつてしまつた。そこに保安庁なり保安隊といふものの諸君の氣持のよりどころに、非常に不明確なものがあるのじやないか。こういう点が、非常にぼくは不幸なことだと思ひます。何か明確なめどを与えるといふうな努力が必要じやないかと思ひますが、國務大臣としての御見解を承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 岡委員のお話につきまして、私も全般的に同意をいたしておるわけでございます。予備隊といふたしましても、この点については特に考えなければならぬと思ひます。その

一端をいたしまして、ごらんになつたような総監の訓示等も行つてゐるわけでございますが、特に愛国心を涵養するといふ方法といたしましては、現実予備隊において実施してゐるものは、毎日各キャンパスにおきまして、国旗の掲揚式を行つております。そして夕刻には国旗を降下する。これは国家に対する觀念といふものををしつかり植えつける一つの象徴的な方法として採用をいたしておるわけでございます。もちろんこの日の丸によつて象徴されるこの国家といふものは、民主主義を基調とした日本憲法の正しい理解に基くところの正しい国家觀念でなければならぬと考へております。この点については、だん／＼と努力いたしておる次第でございます。

○岡(真)委員 国旗もけつこうです。が、ぼくは保安官なり警備官の諸君の心中に、何らかの憧憬たるものがあるとするならば、それはやはりこれが軍備であるならば軍備だといふ点をはつきりさせる。このあいまいさには、ぼくは保安官やあるいは警備官の諸君に割切れないものがあるのじやないかといふ点を、最後に申し上げたいのです。たとえば清盛が衣を着た、そのすそに刀のこじりが見えたといふのはなく、よろいを着ながら衣だと言ひ張る、こういうふうなところに、やはり保安庁に所属する職員、割切れない何ものがあるのじやないかと私も感じておる一人なのであります。それはさておきまして、なお一、二点お伺ひしたいのは、保安隊の厚生施設、特に医療施設の現況はどういうことになつておりますか、この点を伺ひたいと思ひます。

○加藤政府委員 警察予備隊の厚生施設につきましては、私どもも非常に意を用いておるのであります。ただだんだんと、一昨年警察予備隊の創設せられたときに比べますと環境も改善されて参り、また隊内のその方面の設備も充足して参つておまして、よい方向に向つておりますけれども、まだ完全とは思つていないのであります。一応われ／＼のやつておりますところをいたしましては、昨年以來すでに運動用具とか娯楽用具のようなものを、各キャンパスに設備いたしました。本年度におきましては、御協賛をいただきまして予算の中から、約二百二十万円の一段の拡充に努力したいと思つておるのであります。また昨年の九月から、警察予備隊の共済組合で発足いたしましたので、この運営によりまして、職員の福利厚生の方が、さらに飛躍的に強化できるのではないかと思つておるのであります。

医療の方につきましては、まだ病院ができておらないことを非常に遺憾に思つてございまして、だん／＼と隊内の医療施設を整備しつつあるのでございます。医官の方について申し上げますと、昭和二十六年の五月には、医官が三十名しかいなかったのでございますが、昭和二十六年の暮れには七十名に増加いたし、現在におきましては、百二十名の医官がおり、そのほかには齒科の医官が六十三名、それから目下幹部候補生として見習ひ中の医官が三十九名おります。これでももちろんまだ十分ではございませんけれども、こういう人たちが漸時実際の勤務について参るようになりますと、だん／＼

とこの方面も改善せられて参るのではなからうかといふふうに考へております。患者の数につきまして申し上げますと、昭和二十六年の五月当時の調査によりますと、患者数が五千四百五十八人、そのうち結核患者が一千七十九名といふふうになつておまして、それが二十六年の夏時分の統計によりますと、患者総数が四千二百六十九名、うち結核患者が一千二百九十九名、昨年の暮れになりましては患者の数が三千二百二十名、うち結核患者が一千八百五十五名、本年の三月末現在におきましては、患者数が三千八百九十名で、うち結核患者が一千九十一名といふふうになつておるのであります。この方向につきましても、私どもはなお一層努力をいたしまして、環境衛生の整備改善をはかり、この面からも、また隊員の日常生活を規律する諸般の條件をも改善いたしまして、さらに努力したいと思つております。本年の十月ごろまでには、針尾及び福山方面に病院を開設したい計画で、たゞいま努力中でございます。

又キャンパスには、全部簡易な診療施設は完備しております。以上が大体の概略でございます。

○岡(真)委員 今数字をお聞きいたしますと、総患者数は總体的に漸減の傾向にありまうけれども、しかし結核患者といふか、結核の発生率の方は、パーセントとして多くなつておるよう感じますが、一体それは保安隊内部において、あるいは警察予備隊の内部において、結核予防のためにどういう計画的な組織的な、集団検診とか何とか、そういうことをやつておられるのかといふこと。いま一つは、一体この保安隊に対して一日の供給カロリーは

どのくらいを基準にしておられるか。そういう点を……。

○須江説明員 今の御質問にお答えいたします。入隊時の身体検査その他レントゲンの撮影はいたしませんでしたが、その後二十五年の年末、二十六年の春に、レントゲン検査その他の措置を講じまして、そのときの患者を、全部入院あるいは自宅療養等をいたせました。その後定期に年に四回身体検査をいたしまして、もちろんレントゲンの間接撮影、あやしい者には直接撮影をいたします。そしてツベルクリンあるいはBCGの予防措置も講じて参つておるのであります。昨年中の患者発生数を申しますと、郵政省と電気通信省の關係の統計と比較いたしまして、予備隊の方が発生数が少いのであります。予備隊は大体二・四二%でございます。郵政省、電気通信省におきましては、大体六・五、七・六%近いパーセンテージでありまして、よその官庁よりは半分の数でございます。

○岡(長)委員 カロリーは……。

○須江説明員 カロリーは、大体三千二百五十カロリーでございます。

○岡(長)委員 今の御説明の中で、電通省や郵政省と比較されて、結核発生率のパーセンテージが低いと言われましたが、これはおおよそそういうものと比較するのは、私はあなたの方の結核に対する熱意が、実はないと言いたいくらいなんです。特殊な勤務に服してある環境におられるのでありますから、これはそういう他の諸官庁は問題でなく、しかも全体として見れば、やはり少いとは申しながら、パーセンテージがふえつつある傾向にある。日本全体

としては、御存じのように、結核はもはや青年の病から壯年、老年の病に移行しつつあるし、万対死亡率も現在減少しつつある。にもかかわらず、警察予備隊におきましては、現在不幸にして全患者の中で結核患者の発生率が、漸増の傾向にあるということは、よほど注意しなければならぬことだと思ひます。これは保安隊の問題だけでなく、社会的な問題としても十分注意してもらわねえと、結核にかかつて出されたということでは、菌が社会にばらまかれて、結核がふえて来るのですから、よほど結核対策というものは、集団的な規律生活をやつておられるところは、十分注意していただきたいと思ひます。

それから伝染病あるいは花柳病については、統計的に発生率について数字があつたら、この際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○須江説明員 今の結核の患者の発生率について申しますと、昨年の三月は四二%でございましたが、年末には二五%に下つております。実際先ほど加藤政府委員からお答え申し上げましたように、衛生關係の所要人員、つまり医者が不足しておりました關係その他で、初めのころは発生率が高かつたのであります。しかし昨今は非常に発生率が減つて参つております。

それから次の伝染病につきまして、普通の夏季の伝染病以外については、ほとんどないといつてよろしいのでございます。慢性伝染病につきましては、前の軍隊と比較いたしますと、予備隊の率は低くなつております。それから急性伝染病につきましては、一般に他の発生率から比べて、予備隊が

多いというようには、統計には出ておりません。現在こまかな数字を持つておりませんので、数字的なことはお答えできません。

○岡(長)委員 花柳病の方は……。

○須江説明員 花柳病も、昔の軍隊よりは少いのであります。

○岡(長)委員 私は、給与の問題もさることながら、やはり厚生關係のことについて、十分な留意を払うということが、實質的にはやはり給与の裏づけになるという点で尋ねておるわけですが、今の医務課長の御答弁では、あなたは専門家でござるようでありまして、われ／＼としては、はなはだ手薄なような気がありますので、ひとつ十分今後とも留意をしていただきたいと思ひます。

それから保安隊はキャンブというところで、かなり移動性を持つておるような感じがいたしますが、一般の保安官なりそういう諸君は、これは兵舎のようなどころに入つておるといたしまして、その他の上級者は、やはり住宅などに入らなければならぬわけなので、なか／＼そうあちこち住宅があるわけではないし、相当都会地でキャンブが営まれるということになると、こういう問題が早速起つて来るわけでありまして、これはやはり公務員住宅のような關係や何かでつくる計画を持つておいでになりますか。

○加藤政府委員 ただいまお話になりましたこと、住宅の問題は非常にわれわれといたしましては重大で、かつなか／＼困難な問題なのでございますが、今までのところ、警察予備隊費の中から所要の金額を充當いたしまして、六百一戸住宅を全国につくつてお

ります。本年も増員に伴ひまして、さらに三百数十戸の住宅を建設したいと思ひまして、ただいま各方面と折衝中でございます。

○岡(長)委員 この住宅の問題に關連して、この際最後に御注意を申し上げたいのですが、実は先般旅行中ある駅で、RTOの待合室がなくなつた。しかしそのまま残されておる。これに警察予備隊のおえら方が入つておる。それからこれは警察予備隊の官舎やなり、やはり公務員住宅というところで、一千戸近い世帯が群住しておる横に、相当堂々たる公務員住宅が建設されておる。その結果として、そこに住んでおる引揚者であり、職災者である住民は、非常な批判をしておる。そういうことを考えますとき、われ／＼はこの諸君の住宅の問題も、十分な顧慮を払うことは当然ではあります。何かしら一つのやはり特種的な意識がある、それからいろいろ／＼の問題で出て来るということになると、やはり予備隊に對する、また保安隊に對する国民の批判の的にもなるのであるから、そういう事例がないように、今後もひとつ十分留意をしていただきたいということ、最後につけ加えて私の質問を終ります。

○田中委員長 松澤君。

○松澤委員 先ほど岡君が質問し、また私が質問いたしました非常事態の問題であります。大体いろいろ／＼質疑応答の中において明らかになりました。第一に、非常事態の判定及び非常事態に對処するための出動の命令は、内閣總理大臣が持つておる。この点につきましては、先般私と大橋國務大臣

の間の質疑において、その實際上手続はどうなるのかということをお聞きいたしましたところ、場合によつては閣議も開かれるかもしれないというお話であつたと思つたのであります。實際上手続といたしましては、所管大臣である國務大臣が、事態が非常に急迫して、總理大臣が必要と認めた場合には、閣議を開いて、閣議で決定して、非常事態である、部隊の出動を命ずる、こういう手順になると思ひますが、大体この手順によつて總理大臣が非常事態の判定をなす。そして部隊の出動を命ずるということになるのであるか、あるいはその他の手続がこれに入るのかということ。もう一度明らかにしていただきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 法的要件といたしましては、ただいま仰せられましたようなことだけが要件になつておるわけでありまして、保安庁長官が状況を判断したし、總理大臣に申出をいたす。それに対して内閣總理大臣が出動命令を出す、これで法的要件は完備いたしておるわけでありまして、しかしながら事態の判定につきましては、都内において起りました事態についても、いゝやんやまた遠隔の領域内において起りました事態につきましても、なか／＼困難でありますし、また必要の場合に予備隊を出動させるといふことも適切でございませぬので、もちろん法的要件とはなつておりませんが、内閣總理大臣なり、あるいは保安庁長官において、關係機關から情報を取取るなり、またその状況下における關係機關のそれぞれの処置を承知いたし、また事態

の処理についての最後の見直し等を十分に勘案した上で決定をするということに、当然なるものと考へておるわけでございます。自然公安委員会なりあるいは都道府県知事なり、そうした機関と打合せた上で判定をするというふうなことも、手続の実際においては十分にあり得ることと考えますが、それは法的要件とはいたしてございませ

○松澤委員 そういたしますと、閣議にはかかることは絶対の要件ではなくて、所管大臣が総理大臣に進言をして、総理大臣がそれでは緊急事態と判定して、部隊の出動を命ずるということだけでよろしいのであります。内閣総理大臣が部隊の出動を命ずる場合には、やはり閣議という形式を経なければならぬものでありましようか。

○大橋國務大臣 法的要件としては、閣議に諮るかどうかというところは規定をいたしてございせん。従つて法律的には閣議を経ずして出動命令が出されても、それは適法の出動命令であるということになるわけでございます。しかしながら、この六十一條に規定いたしておりますごとく、内閣総理大臣が出動を命じた場合におきましては、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して承認を求めなければならぬ、こういうふうなことでございまして、非常に重大な事柄であり、また出動を命じた場合には、この出動に要する経費というものが相当多額に上る、そうなりますと、その予算を議決するために、国会に付議しなければならぬということにまでなる

わけでございますから、通常の場合においては、かような事態は当然閣議に付議するべき事柄であらうと常識上判断をいたしておるわけでございます。

○松澤委員 部隊出動の場合には、大体それによつて明らかになりましたが、警察法の関係によりまして、公安委員会の勧告によつて総理大臣が非常事態の布告をする、その後において国家地方警察なり自治体警察を掌握して命令をするということになつてゐるのであります。先ほども岡君から質問がありましたが、非常事態というものは、第一であつて、その第一の事態に処する場合に、部隊の場合には総理大臣が、内閣総理大臣の助言を聞くということもあつて、そのうちが、独自の立場から判定する。同一の事態に対して、全警察を掌握して指揮命令をするという場合には、国家公安委員会の勧告を要する。全警察を掌握することはできない。こういうことになつてゐるやうであります。非常事態に対して警察を動かす場合には、国家公安委員会の勧告がなければ動かせない、これは、保安部隊を動かす場合と、全警察を動かす場合とでは、全警察を指揮命令することの方がむしろ先であつて、その警察力の不足の点を保安部隊の出動にまづつということが順序であるやうに聞いておつたのであります。その関係はいかがでございませうか。

○大橋國務大臣 警察法第六十二條におきましては、国家非常事態に際して、治安維持のため特に必要があると認めるときは布告を発すると、こうなつてあるわけですが、ですから六十二條自体から申しましても、非常事態になれば必ず布告をするというわけではないの

であつて、非常事態になつても、布告をする場合もあれば、布告をしないので済ます場合もあるということ、六十二條の規定自体で明らかだと思ひます。この保安法第六十一條におきましては、非常事態に際して特別に必要であると認める場合には、保安隊または警備隊の出動を命ずる。こうなつてゐるのでありますから、非常事態ならば必ず出すというのではない。これも出す必要があれば非常事態の際ならば出す、こういうことでございませう。従いまして非常事態というものを宣言する必要がある場合と、予備隊を出す場合は、おのずから別個の場合である。いずれも非常事態であることは間違ひありませんが、非常事態の中にもいろいろの場合がありまして、警察法上上の布告をすることが適切である場合においては、公安委員会の勧告によつて布告をする。保安隊の出動を要する場合に、保安隊の出動を進める。こういうことになつてゐるわけであり

ます。そしてこの保安隊の出動ということ、政府が常に掌握いたしておることは、警察法に規定されておるやうな活動をするのでございませう。従つて法律関係を設定するのではなく、一つの事実上の行動をいたすことでございませう。これについては、布告をするということとは必ずしも法的要件ではないと思ひます。しかしながらかような重大な事柄でございませうから、もちろん保安隊、警備隊の出動が命令された場合には、政府の公的機関によつて国内にその旨が発表されるということ、もとより望ましいことであり、そうするべきものと思つております。

○松澤委員 保安隊の出動につきま

ては、非常事態の布告が欠くべからざる要件であるとは思つておりませう。同時にそれについて、全警察力を動員させるといふ場合には、非常事態の布告ということがどうして欠くべからざる要件である。従いまして一方においては、独自の立場から総理大臣が保安部隊を指揮命令できる。一方においては、国家公安委員会の勧告がなければ全警察力を掌握し、これに対して指揮命令することはできない。事態はむしろ先に警察力を動員して、ある程度まで治安の確保に当り、それでも治安の確保ができない場合に、部隊を動かすということになるのが、警察法及び保安法の骨子ではないかと思つております。もしそういう事態に於いて、公安委員会が勧告しなかつた場合には、総理大臣は非常事態の布告もできないし、全警察力を掌握することもできないで、部隊だけが先に動いてゐるといふ結果になりはしないですか。

○大橋國務大臣 その辺は公安委員会においても政府におきまして、良識をもつて行動されたいと思ひます。そういう事態はあり得ないと思ひます。

○松澤委員 なお警察法の第六十六條には、内閣総理大臣が非常事態に際して警察力を掌握して行動を命ずる場合には、国家公安委員会は常に必要な助言をしなければならぬということになつてゐるのであります。そういうことは、ある程度非常事態の布告があつたからといって、総理大臣が独自の立場から全警察力を掌握して、これを指揮命令するといふわけではなく、やはり公安委員会の助言というものが必

要である。その助言と総理大臣のいわゆる指揮命令権というものはどういふ関係にあるのかということをお伺ひしたい。

○大橋國務大臣 この点は法律に書いてある通りだと存じます。公安委員会の助言に基いて総理大臣が職権を行使する、その行使に當つては必要な助言をする、これだけのことだと思ひます。もちろん公安委員会が助言をしななければならぬというその義務及び責任だけをここに規定しておるのでございまして、その助言が総理大臣に対していかなる法律的效果を持つかということ、この規定では何ら触れておらぬと思ひます。

○松澤委員 そういたしますと、これ非常事態に対する保安関係の動員と、警察関係の動員というものが大体明らかになつたわけでありませう。先ほど岡君が指摘されました行政協定に基づくアメリカ軍との協力の問題がさらに残つてゐるのであります。これはい

りました場合には、その協議において定められた活動というものが、この保安庁法の規定に基づきまして、正当な権限の範囲内に属する事項ならば、そうした約束に基づいて総理大臣が出勤を命ずるということは、十分に考え得ることとでございます。

○松浦委員　そこでお尋ねいたしますが、行政協定に基づきまして必要な措置を講ずる、そうしてそのあとに協議をするということになりますと、部隊の出動の方が先に行つてしまつて、総理大臣あるいは外務大臣に対するいろいろの協議がそのあとから来るという危険はございせんか。

○大橋國務大臣　行政協定の関係條文をお持ちでございますしたら、ちよつと拜見させていただきますのであります。

○松浦委員　私もここに持つておりませんので、この点はいずれまた條文を両方で持つて来て、そのときお伺いすることにしよう。ただわれ／＼として希望したいことは、アメリカの部隊と先に話し合ひをして、部隊が便宜出動しておつて、非常事態の判定なり、あるいは総理大臣の命令なりはあとから出て来るというようなことがないかということが心配なのであります。どういふ事態が起るにもせよ、一応は総理大臣の判定及び出動の命令というものがあつてから、部隊の行動というものが起されればいいのです。先ほど大橋國務大臣も申されたように、予算上の措置、あるいは法律上の措置も講じてから、部隊の出動の範囲が決定されるということであれば、もちろんけつこうでございますけれども、どこまでも私としましては、そういう

う事態に立ち至つて、日本の自主的な判断及び行動を留保していただきたいというところをお願いしておる次第であります。この問題につきましては、あらためてまた両方で條文を持つて参りまして、その上でひとつ審議することにしたしたいと思います。

○大橋國務大臣　ただいま御心配になりました点は、まことにごもつともでございます。さういふ場合において、政府の上部機関の意思に關係なく部隊が出動するということとは、今日の憲法下において断じて許されざることであります。そういうことを絶対になからしめるといふのが、この第六十一條において総理大臣の出動命令を設けた趣旨でございますから、運用にあたりましては、法の考へておりますこの精神によつてどこまでもやつて行く、御心配のような点は絶対にあり得ない、そういう法意であると理解いたしております。

○平川委員　医療課長が見えておりますので、専門的な立場で、前に質問したことに關連して、この際お聞きしておきたいと思ひます。最近新規の募集をいたします際に、どうも応募者が十分に集まつて来ないということが伝えられておるのでありますが、課長は元の軍隊をお知りになつておるかどうかは私わかりませんが、常識的にいへば私わかりませんが、常識的にいへばつかうであります。大体医学的な見地から、現在の予備隊、あるいは将来の保安隊の訓練が、過去の軍隊というものと比べて、一体どちらがはげしいものであるか、それに耐えられる身体状況として、昔のいわゆる甲種合格というものは、一体どういふパーセンテージのものをきしたものであるか、それ

に対応するだけの応募人員が現在得られておるかどうか、こういうような点について、とりまきとお話をいただきたいと思ひます。

○須江説明員　ただいま手元に正確な数字を持つておりませんので、概略的に申し上げます。今の予備隊の隊員選考には、大体旧軍隊の甲種合格をものさししてあります。しかし志願者でございます。徴兵でございます。非常な優秀な体力の人を募集することが困難であるといふことは言えるのであります。これは徴兵と現在の志願制度との差であると思ひます。

それから訓練の問題を申し上げます。これは整備その他が違ひますので、精密な意味で比較することはできないと思ひますが、今のところは大きな差はないのじやないかというふうには漠然と考へております。

それから患者の面につきまして申し上げます。これは先ほどの説明に補足した方がよろしいかと思ひますが、現在の隊員のうち、実際に病気で診療を受けたり休んでゐる者は五・二％でございます。そして九四・八％は健康で働いておるといふことになります。診療を受けておる者のうち、実際に仕事をしておる者が三六・三％、残りの六三・七％が入院とか入院、あるいは自宅療養とか、そういうふうに入隊を休んで休養しておるといふ状況であります。

あるから、非常に困難を感じておられるのが実情であります。

○須江説明員　これは現在のところは、もつと優秀な人がほしいという意味では困難を感じておると思ひます。しかし昔の軍隊の線では採用するならばそれだけできるものではございません。やはり思想的な問題とかいろいろなかの問題もございまして、私としては身体検査の面だけで申し上げたわけではあります。

○田中委員長　それでは午前中の会議はこの程度にとどめまして、午後は二時から再開いたします。

これにて暫時休憩いたします。

し、海の方としましては目下研究中でございます。海と陸とをわけるといふ問題もございまして、昔の軍でございまして、かえつて多少異なるようになりまして、それらをまた異なるように考へるか、あるいは大体同じ停年制で行くかといふようなことを目下研究中でございますが、昔の軍に比べますと、少し停年を下げてみたかどうか、こういう程度の着想を今いたしておるだけでございます。もうしばらくいたしませんと、はつきりした年齢をお示しできないかと存じます。

○岡(良)委員　退職金の方は……と、大將は兵科で六十五年になつておりましたが……(退職のときの金)と……(退職金)……

普通の公務員の退職金に準じた退職金が出せるようにしたいと考へております。ただ、ただいま御審議願つております保安庁法などには、二年の任期で採用された者に対する特別の考慮を払つた、六万円とは違ふ意味の、特別退職金といふものが掲げられておりますが、二年の任期のない一般の職員につきましては、一般の国家公務員の退職の際に支給される退職金と同率のものを支給するといふふうになつております。

○岡(良)委員　そういったと、たとへば現在の国家公務員に対する恩給法も援用されるということになつて、法律では、階級ごとに政令で定める年齢に達したときには退職をする。そうしますと、大体政令で定められた年齢といふものは、国家公務員の年齢よりは比較的低いのじやないかと思ひます。若くして退職することになる

のじやないでしようか。そうしますと、それに対して国家公務員の恩給法がそのまま適用されるということになると、退職金あるいはその後に於ける処遇というものが非常に不均衡になりはしないかということを感じるのですが、そういう点はいかがなものでしょうか。

○江口政府委員 退職金に關しまして一番問題になりますのは、階級の下の方かと存じます。先ほど申し上げましたように、二年で退職するのが一応の建前でございます。それをさらに再任用を志願すれば、四年になり六年になりというふうにして続けることもできるわけでございます。従いまして、警査長以下の二年の任期で採用される者の停年と、恩給年限に達するこれらの者の年限の問題と、両方あわせて考えなければならぬ問題で、非常にむずかしい点でございます。たとえば警査長あたりにはいたしまして、二十前後で入りまして恩給年限に達するまで勤められるかと申しますと、まったく勤められないことはございません。しかしながら十年も十五年も勤めていて、相変わらず警査長の階級におられるというふうな人の能力というものは、一般よりは劣ると見なければならぬわけでございます。そうしますと、そういう連中としましては、五年、十年おられたら、その上の土補の階級に上げる、こういうことが考えられるわけでございませう。土補の階級になりますと、われわれ今考えております警査長以下の停年の年限よりは多少幅を広くしております。それらの点もただいま研究中でございます。警査長以下で恩給のつくまでおられるかどうか。またおり得

るようにしたいとも考えております。しかしおるようには、ただいま申しましたように、そんな下の階級でいつまでも、五年も十五年もおるような人は、どつちかという能力がありませんので、早くやめてもらつた方がいいのではないかと、こういう両面の考え方をしなければならぬので、その点を今考慮してあるところでございます。

○岡(長)委員 とにかく相当若いところで、退職年齢というものが政令で規定されるということになると、退職後における生活の不安ということも考へられますので、やはり何らかの特殊な方法によつて、退職者に対する処遇というものが、普通一般国家公務員における恩給受給権の発生し得る資格條件としての特別の措置が必要ではないかと思ふのですが、そういう点もやはりできるだけ近い将来にわれわれに明示していただきたいと思ふのです。

それからもう一つ伺ひたいのは、たとえば出勤命令等によりまして出勤したとして、その行動中の事故に基いて死亡した場合、これは階級別にいろいろの措置が講じられますかどううかという点と、いま一つは、たとえは今の警長といふものが、昔の上等兵というふうなところかどうかという処遇が与えられるか、数字でひとつお話を願ひたい。

○江口政府委員 ただいまのお尋ねは、出勤中に事故で死亡したというふうなときの特別の処遇方法をどう考へておるかという御質問だと思います。出勤中でなくとも、常日ごろの訓練中に事故が生じて死亡したというふうな事例もありません。この場合には、一般

の国家公務員に支給されているような補償をそのまま準用して行く。たとえば死亡した場合には、公務上の死亡ならば日給の千日分の遺族補償料と、それから六十日分の葬祭料でございますから、一番下の階級で申しまして百七十日分の日給でありまして、その千倍の十七万円、それに六十日分の葬祭料がつくわけであります。これは常日ごろの訓練の際におきましてもその程度の手当が出るわけであります。出勤中の場合には一層危険を予想されますので、その支給率はもう少し高いためにしなければならぬ、かように考へておるのであります。しかし御審議願つておられます法案の條文にもありますように、出勤の際の特別の処遇については、別の法律で定めることにいたしておりますので、それらの点についてもすみやかに成案を得まして、法律として御審議を願ひたい、かように考へております。

○岡(長)委員 やはりその点が給与法案を審議するときには重要な点であろうと思ひますので、お尋ねしたわけですが、その点もはつきりとしてできるだけすみやかに、しかもこれは、やはり恩給法、その他のいろいろ復活を予想される軍人恩給との関連性のある問題でありますから、この際やはり統一ある基準というふうなものを政府としても御考慮願ひたいと思ひます。

それでは次に第五十一條で「職員は、法令に従ひ、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険云々」ということが書いてあります。最後に「上司の許可を受けずに職務を離れてはならない」と書いてありますが、かゝるに出勤命令が發せられた、ところが

そのときある一人の保安官が、この出勤命令の發せられた日にそのキャンプにいかつたというふうな場合、やはりこれはいろいろ事情が起つて来ると思ひますが、そういう場合どういふうな形で規制されるのかという点を承りたい。

○加藤政府委員 第五十一條に、職務遂行上の義務といたしまして、お示しの「職員は、法令に従ひ、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上司の許可を受けずに職務を離れてはならない」となつております。出勤命令が發せられました際におきましては、われわれの考へ方といたしましては、隊に出勤命令をやりまして、隊から各隊員に出勤命令を周知させるといふ処置がとられます。その際におきまして、その隊員がキャンプにおきまして、その所在地に向つてこれを周知させる方法をとる。罰則の方ににおきましては、出勤命令が發せられた場合におきましては、一定の期間職務を離れておきますと罰則の適用を受けることになつておりますが、それは本人に周知せしめた日から一定の期間を経過した場合において各條での適用がある、こういうふうな考へておる次第でございます。

○岡(長)委員 それでは、先ほど午前中いろいろ松澤さんその他のお尋ねに對して大臣から御答弁がございましたが、たとえば架空の仮定といたしまして、海外に出勤しなければならぬというふうな事態が緊急に起きた、その場合にこの隊員はそれを拒否する権利はあるかどうか。要するにこれまでたび／＼の政府の御言明によれば、

海外に出勤するという場合には、国会の法律の協賛を経て初めてできることであるということでありまして、そういう法律がはつきりしない以前に、たま／＼海外に出勤しなければならぬというふうなときに、隊員がそれを拒否するということは、これは職務遂行の義務を奉じないことに取扱われるのか、それともこれは当然な権利として認められるのであるかという点は、どういふものでしょうか。

○大橋國務大臣 海外派遣ということでは法律上あり得べからざることもございませうが、御懸念のような出勤命令が出ることは絶対にありません。しかし何か理論上について答えてみるといわれれば、そういう違法の命令でございませうから、服従の義務はないのであつて、自己の責任において服従してゐるというわけですから答へはあつたから明らかだと思ひます。

○岡(長)委員 この機会に法律の専門家であられる大橋國務大臣に御見解をお示し願ひたいのですが、憲法の第二十二條では、職業選択の自由といふものがわれわれには与えられてゐるわけでありませう。これと職務遂行に關する義務規定といふものはどういふ姿で調整されるのか。

○大橋國務大臣 この義務といふものは、ある職業に当然付随した義務であります。職務上の義務はあるのであるが、職業の選択といふものはある職業を選択するについて、個人の自由意思によつて、選択の権利が保障されてゐる、こういうことを意味するのでございませう。自己の選択によつて職業につきまされた以上、その職業に当然予定されたところの義務といふものは、

これは当然履行しなければならぬのは
あたりまえのことだと考える。何ら職
業の自由と関係のない規定である、こ
う存じております。

○岡(長)委員 御趣旨はよくわかりま
すが、ただ私どもの考えでは、憲法に
保障されている職業の選択の自由に関
しても、これはいわば人間本来の固有
の自由である。従つてその自由に基づ
いて、彼がみずからの意思によつてい
かなる職業に就くこと、これは自由
である。ところで、その職業を離れる
ことも自由であるが、しかしそれにし
ても、その職業についている過程にお
いて、やはり自己の意思に反した事態
があつた場合においてはこれを拒否す
るということは、これはいわゆる義務
規定によつて拘束をされなければなら
ないものであるのか、それともそうい
う場合には、そういう自由を認めて、
これが隊伍を離れることについてはす
なおに隊の上司は認められるのかどう
か。そういう点についての御見解を承
りたい。

○大橋國務大臣 現実の問題といたし
まして、本人が退職をしたいという場
合においては、隊務の運営に支障を生
じない限りは、本人の意思によつて、
従つて辭職を認めるのは当然だと思
います。しかしながら、この予備隊とい
うものでござりまする目的から考
えて、かつてなときにかつてな申出に
よつて退職をするということは無制限
に認めますと、予備隊というものを平
素から組織し、訓練し、非常の際に備
えるという意義が没却されまするか
ら、その予備隊の存立の目的、使命と
いうものを没却する程度に至ります
と、退職の自由を制限するもの、これ

は公共的な見地からして当然考えるべ
きことだと思ふのであります。さよう
な弊害のない限り、もちろん本人の意
思を尊重して退職を認めるのは、当然
だと思ひます。

○岡(長)委員 お気持はわれ／＼も大
体了解いたしますが、一昨日も松澤氏
からも御意見がありました。結局保
安隊の運営におきましては、民主主義
的運営がこういう組織としてできない
ことは当然であります。といつて現在
のような條件あるいは環境の中では、
保安隊のそれ／＼の諸君の気持も、非
常に割切れないものがあることも実
は聞くのであります。そういう点につ
いては義務規定が強く自由を拘束する
という形の運営をなさらないで、やは
り一つの大きな目標を持った団体とし
ての信義なり友愛というものが十分た
たえられて運営されるようにというこ
とを、最後に心からお願いいたして質問
を終ります。

○田中委員長 松澤君に申し上げます
が、御出席を要求しておられます岡崎
外務大臣は、所用のためにたゞいま本
委員会に御出席がいたしかねるよう
な状況でござります。ついでにたゞいま
大橋國務大臣がおられますので、特に
大橋國務大臣だけに對しての御質疑が
ござりますか。それとも岡崎國務大臣
と一緒に御質問になりますか。

○松澤委員 岡崎國務大臣が都合で御
出席がなければ、この次の機会に質問
することにしたしまして、大橋國務大
臣がよければ、二、三點御質問いた
したいと思います。

四十六條に公正審査会のこと規定
されております。「職員は、その意に反
して、降任され、休職にされ、若しく

は免職され」云々と書いてありまして、
長官に對し審査請求を受けることができ
る。長官は審査請求を受けた場合に
は、これを公正審査会に付議しなければ
ならないということになつておりま
して、今後各種の問題は、この公正審
査会において判定が下されるものと思
うのであります。私も非常に心配
しております。私も、長官として
は政党内閣関係することも望ましくな
いし、あるいは外部の諸団体と関係する
こともあまり望ましくないと、いふ
にいわれてゐるのであります。それ
はごもつともな点であります。しかし
たゞこの部隊に所属する職員が、そ
の部隊の性格上、もしくはその他の關
係上、そういう一定の社会以外にお
いて普通の人々が享受しております各
種の権利がいろいろと制限を受けるとい
うことはあるいはあり得ることではあ
りまして、しかし一方考へてみるな
らば、こういう特殊の社会であるか
ら、職員が特に自己の不利の問題、あ
るいはまた勤務状態もしくは保健衛生
の問題につきましては、一応意見を述
べたり、もしくはそれらの主として福
利的な問題について希望を申し出るこ
とが許されなければならぬと思ひま
す。しかしそういうふうな自分たちの
問題について意見を述べたということ
のために、その意に反して処分を受け
るというふうなことになるかと、福
利の問題あるいはその他直接に職員の
生活に關する問題などが、上から一
方的に押しつけられるという危険が生
じて来るのであります。職員が自分の
福利の問題、あるいはまたキャンブの
中における生活の問題等に対し、どの
程度まで上の人々に対して意見を述べ

得るか。あるいは述べたことによつて
その意に反して処分を受けるというこ
とがあり得るのか。それらの点につ
いての限界、もしくは発言の自由がど
の程度にあるかというふうなことに
ついて御所見を承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 上官に對しまして
いろいろな意見を述べる、ことに自分
の身につきまして意見を述べるとい
うことは、言葉をかえて言へば、これは
一つの陳情行為だろつと思ひます。か
ような行為は何人に対しても許さるべ
きものと考へております。ただその意
見の取扱ひ方、そういう点において
は、部隊の規律なり秩序というものを
害しないように注意をして取扱つて行
く必要があると思ひます。

○松澤委員 私はこれまでの軍隊に關
係したこともないし、あるいは現在警
察予備隊の中においてこういう問題の
処理の仕方がどうなつてゐるか、全然
わからないのであります。が、実情と
いたしまして、こういう身近な衛生の
問題や、あるいは福利の問題などに
ついて、過去の軍隊の中においてあつ
たと考へられるようなものと、それから
現在の警察予備隊の中において、こ
ういふ問題について、職員の希望なり
意見なりというものが、どういふ方法
によつて聞き入れられ取上げられて処
理されてゐるかという点について、こ
れは實際上の問題であります。具体
的な事例が部隊の中にあつたことにつ
いてお話願へばけっこうであります。

○江口政府委員 昔と違ひまして、隊
員の福利厚生というやうな問題は、隊
員の士気を鼓舞する上におきまして
非常に大切なことと存じます。従いま

して、あるキャンブごとに厚生係官と
いう幹部を置いてあります。またそれ
を助ける意味におきまして、厚生委員
会というものを設けておまして、そ
れにはいろいろの階級の人が集まり
まして、各隊員に對する衛生問題、あ
るいは厚生問題、保健問題、その他
問題というやうなことにつきまして、
いろいろ審議をした上である種の事業
を実施して行くという組織ができて
おまして、そこへ大體多くの隊員の希
望が持ち込まれます。例をあげます
れば、あるキャンブにおいては非常に
野球が行われておるとか、あるキャン
ブにおいてはラグビーが取上げられて
おるとか、あるキャンブにおいては隊員
の持寄りその他の方法によつて、り
つぱな図書室ができてゐるとか、い
う組織を通じて、そういう人々の希望
を実現させるやうな方法をとつてお
ります。この制度は、今までのところ
資金や施設が十分ではございませ
んが、おの／＼に隊員の希望を充足
して参りつつあるやうにわれ／＼は考
へております。

○松澤委員 次に公正審査会におき
ましてある種の判定がなされた。そう
すると長官がそれによつて必要な措置
を講ずることになつてゐるわけなん
です。が、かりに職員がその意に反して
処分を受けた、それが不服であつて
審査を請求した。公正審査会における
結果、職員制に有利な判定があつた
という場合には、長官はその意に反
してやめさせられた者を再び復職させ
るという法的な措置をおとりにな
りますか。

○江口政府委員 この公正審査会の決
定に基づきまして、処分された隊員の主

○平川委員 今までの政府のやり方か

も、年末の方何とか考えて、補正予

○**鰐木政府委員** 現在のところでは、

○平川委員 どうしてこれを半箇月分

○**齋木政府委員** 人事院の勧告では、

考慮したのでございますが、現在の経

○平川委員　そうすると、人事院では

では、全職員に団るたふりから 五〇%

1-800-871-2222

が、やはり出そうという非常な善意が

務員に対する問題なんかありますか

とまで邪推したくなるのであります。

○・五
おります現在におきましては、

だなおこういう問題につきまして、人

またあらためて考え直すということ

うであるかということとは予想もつきま

○盟不攻守恭聞　　あらん現王の合守

— 111 —

でおきまして、平復交付金の中にはと

非常勤職員、
 こういふものに対する問

需要額の算定の基礎に一箇月分を計上

専売公社の方は、一箇月分を計上して

を夏期にどういふふうに出して行くか

しております**労務者**につきましては、

ず問題が起ると思うのであります。そ

○国失つてきまして

100

一応この手当の方は半月分でい

かと思ひます。

しての年末手当等のわくとしては五〇

○平川委員　それでは、この際ちよつ

は、やはりこの給与とそれから一般の

おやりになるのでありましようけれど

○**鯉木政府委員** 給与ベースという点

人事院の勧告をまつて参照した

Figure 1

は間違ひなんでしょうか。そこを

の関係、そういうような点も考慮に入

でありますが、第一に、今回の手当の

たいというお話がありました、お心持

ますので、それらにもちみ合せる意味

トス改訂の勧告に伴う——多分十月と

意見の申出もありました。それは採用

され方が太かつたのじやないかと

○總務府委員 ただいま申された理由でございますが、人事院におきまして給与準則を定めつつありますが、なおこの点につきましては、いろいろ研究をしなければならぬ点が多々あるかと思ひます。特に年末手当につきましては、その額をどういふふうにするかといふこともやはり問題がございます。ようし、なおこの支給の方法につきましても、賞与のような意味におきましてこれを考へて行くかどうかというやうな点も、研究を要する点でございます。そこでこれを恒久立法にいたしますのは、どうも急を要しましたので、その研究をやはり十分してから恒久立法にした方がよいと思ひまして、この際はとりあえず臨時立法として提案した次第であります。

○藤枝委員 大体お気持はわかるのですが、こういう質問をいたしましたのは、将来の問題としてたとえば相当給与の基準が上れば、こういう夏期手当、年末手当のようなものを廃止したいといふような意味を含んでおられるのか、それともそういうことは別として、いろいろ支給の基準その他やり方等についての研究が足りないからもう少し研究したいというのか、その点をお聞きしたかったわけでありませう。

○鈴木政府委員 給与の基準が上りますと、将来こういう制度をやめるといふような考え方は、現在持つておりません。

○藤枝委員 これは先ほど平川委員から御質問があつて御答弁でわかるのでありますが、この例の非常勤の常勤でございませう。大体法律の第一條で、おそらく従前通りの政令を定められるのだらうと思ひますが、提案理

由の説明の中に「常勤の一般職及び特別職の国家公務員全部」といたしました。というやうな説明がありますので、さらに念を押して伺ひたいのであります。よく問題になります例の林野庁の請負制度の職員、従来いろいろ問題を起しましたが、年末手当においては解決してゐると思ひますが、これらには当然支払ふべきものだと考えますが、いかがでございますか。

○増子政府委員 ただいまの御質問でございますが、非常勤労働者、いわゆる常勤の労働者、そのうちで一定の條件によりまして常勤職員として人事院が取扱ふことを認めておりますものにつきましては、当然この法律によりまして臨時手当が支給されるわけでありませうが、この條件に入らないものの中でいわゆる林野庁関係の御指摘の労働者であります。これらのものにつきましては、当然にはこの法律の適用はないわけでございます。しかし従来年末手当も実質的に出してありますので、今度の手当につきましてもいわゆる賞金の割増の形式で支給するというふうにいたしておる次第であります。

○藤枝委員 最後に伺ひたいのはこの手当を出されるためにどれくらいの手当額になりますか。あるいはできませうならば一般会計、特別会計にわけていただいてもいいし、わけられなければ総額でもけっこうですが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○増子政府委員 臨時手当の総額は一般会計におきましては、総額二十三億三千四百万円、特別会計におきましては総額二十三億五千九百万円、政府関係機関、これは国鉄と専売を一応度外

視いたしまして、そのほかの政府機関、たとえば国民金融公庫、住宅金融公庫等でございますが、その分が千八百万円ということになつております。

○田中委員長 ほかには御質疑はございませんか。——なければ本日はこの程度にとどめ、次会は明三十一日午前十時半より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日発行